



鴨川市文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 28 日

鴨川市長

みづき 久之

鴨川市条例第 25 号

鴨川市文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、文化財センターにおいて特別の展示を行う場合の入館料は、当該展示の開催に要する費用を勘案して市長が別に定める額とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

入館料

区分	個人		団体（20 人以上をいう。）	
	一般	小中高校生	一般	小中高校生
市民	1 人 1 回 200 円	無料	1 人 1 回 140 円	無料
市民以外	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 100 円

備考

- 1 市民とは、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 2 小学生未満は、無料とする。
- 3 郷土資料館において入館料を支払った者は、無料とする。

別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。